

平成30年（2018年）11月26日

豊 中 市 長
長 内 繁 樹 様

豊中市男女共同参画推進センター
指定管理者選定評価委員会
会長 加 藤 晃 規

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷに係る指定管理者の
管理状況の評価について（答申）

平成30年6月29日に本委員会に諮問されたとよなか男女共同参画推進センター
すてっぷに係る指定管理者の管理状況の評価について、調査審議した結果を
別紙のとおり答申します。

豊中市男女共同参画推進センター指定管理者

選定評価委員会評価結果報告書

1 対象施設

公の施設の名称 とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ
所在地 豊中市玉井町 1 丁目 1 番 1-501 号
所管部局 人権政策課男女共同参画係

2 指定管理者

指定管理者の名称 一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団
指定期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日
公募・非公募の区分 公募

3 選定評価委員会の構成

委員氏名（50 音順）	役職等	備考
赤尾 勝己	関西大学文学部教育文化専修教授	
加藤 晃規	関西学院大学名誉教授	会長
川崎 由紀子	税理士	
斎木 恵子	特定社会保険労務士	
寺本 美鶴	市民公募	
林 雅代	市民公募	
牟田 和恵	大阪大学大学院人間科学研究科教授	職務代理者

4 評価の方法及び経過

(1) 方法

- ① 書類審査
- ② 現場確認

(2) 経過

	開催日	案件
第 1 回	平成 30 年（2018 年） 6 月 29 日	会長の選任及び職務代理者の指名について／会議の公開について／諮問について／今後のスケジュールについて／選定及び評価の経過報告について／評価基準及び評価の方法について／評価に係る資料について／その他

第2回	平成30年(2018年) 8月31日	現場視察／書類審査について／その他
第3回	平成30年(2018年) 9月21日	書類審査について／豊中市男女共同参画推進センター指定 管理者選定評価委員会評価結果報告書(案)について ／その他
第4回	平成30年(2018年) 10月26日	書類審査について／豊中市男女共同参画推進センター指定 管理者選定評価委員会評価結果報告書(案)について ／その他

5 評価の対象期間

平成28年4月から平成30年3月までの2か年

6 評価の参考とした資料

- ・指定管理者制度導入施設の管理運営業務の年度評価〔様式1〕及び評価基準表〔様式2〕
(平成28年度・平成29年度)
- ・指定管理者制度導入施設の管理運営業務の年度評価〔様式1〕及び評価基準表〔様式2〕
(基本形・内訳表)(平成28年度・平成29年度)
- ・すてっぷ利用者アンケート結果報告書〔指定管理者自己評価〕(平成28年度・平成29年度)
- ・とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの管理運営に関する基本協定書
- ・指定管理事業計画書(平成30年度)
- ・指定管理事業報告書・決算報告書(平成28年度・平成29年度)
- ・一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団 定款
- ・賃借対照表(平成28年度・平成29年度)
- ・とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ管理運営業務サービス水準合意書(SLA)
- ・月次報告書(平成28年度・平成29年度)
- ・事故報告書(平成28年度・平成29年度)
- ・とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ管理運営業務サービス水準合意書(SLA)に
基づく年次報告書〔報告書類A・C〕(平成28年度・平成29年度)
- ・連絡調整会議 議事録〔報告書類B〕(平成28年度・平成29年度)
- ・とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ パンフレット計3種類
- ・勘定科目内訳明細書(平成28年度・平成29年度)
- ・法人税確定申告時提出書類〔別表一～十六〕(平成28年度・平成29年度)
- ・法人税・消費税・地方消費税の納税を証明する書類(平成28年度・平成29年度)
- ・都道府県税・市町村税に未納がないことを証明する書類(平成28年度・平成29年度)
- ・労働保険 保険関係成立届(写)
- ・労働保険 概算・増加概算・確定保険料・一般拠出金申告書(写)(直近のもの)
- ・上記申告に伴う保険料の納付書・領収証書(写)(平成28年度・平成29年度)
- ・就業規則(パート労働者含め10名以上の事業所は監督署の受付印のあるもの。賃金規程
等の付属規程を含む。)(写)
- ・就業規則に準ずるもの(パート労働者含め10名未満の事業所の場合。賃金規程等の付属
規程を含む。)(写)
- ・時間外労働、休日労働に関する協定届(写)

- ・ 社会保険適用通知書（写）または直近の被保険者報酬月額算定基礎届（写）
- ・ 社会保険料の納入告知書・納付書・領収証書（写）または保険料納入告知額・領収済額通知書（写）（直近のもの）
- ・ 労働条件の書面交付を証明するもの（雇入（労働条件）通知書または労働（雇用）契約書等の書式）
- ・ 平成 30 年度豊中市男女共同参画推進センター指定管理者選定評価委員会〔中間評価〕評価に係る質問事項（第 2 回委員会）
- ・ 平成 30 年度豊中市男女共同参画推進センター指定管理者選定評価委員会〔中間評価〕評価に係る質問事項（第 3 回委員会）
- ・ 一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団 平成 29 年度決算報告書

7 評価結果

	評価項目	評価ポイント	評価理由	評価
1	基本姿勢	管理運営のビジョンが公共の利益の増進を示したものであり、障害者、子ども、高齢者等の利用に配慮したものになっているか 事業内容に偏りがあり、利用者が限られることがない等、市民の様々なニーズに応えるものとなっているか、また、広く市内在住の市民がセンター事業に参加できる工夫があるか 事業内容や施設提供において、人権尊重や市の環境施策に考慮したものになっているか 施設の管理運営を行う指定管理者の立場を踏まえて、仕様書に記載した関係法令を理解し、遵守する姿勢があるか 市の男女共同参画推進条例や改定後の第2次男女共同参画計画、施設の設置目的を的確に把握し、かつ、市の施策に協力する姿勢が見られるか	- ユニバーサルデザインの展開について施設設置者と指定管理者の役割分担を整理し、指定管理者としての積極的な関わりを期待したい。 - 本施設発行のパンフレット類は単なる利用案内書のようにであり、管理運営のビジョンについての記載がない。この点、市民への施設周知の効果が薄くなっている。 - 本施設の名前の由来やシンボルマークについて、本施設を訪れる市民にもっとわかるようにしてほしい。障害を持つ人の多様性と子どもや高齢者等の個別性に、できることからサービス対応できるようになってほしい。[例：点字案内の掲示] - 本施設の周知は、概ねできているように見える。しかし、30歳代以下の子育て中の人たちに周知されているか若干疑問が残る。 - 障害者、子ども、高齢者について、管理運営のビジョンには記載がないものの、事業展開においては、よく配慮されていると評価できる。 - 参加した講座や資料から人権尊重を考慮したものになっていると評価できる。すてっぷ ON! の内容も良い。受託事業・自主事業等の報告について遵守する姿勢はありと判断できる。施設の目的を明確に把握し、運営・企画されている。市の施策にも協力的であると評価できる。	A

評価項目		評価ポイント	評価理由	評価
		その施設として重要と思われる業績の評価指標 (KPI)	ウェブサイトアクセス件数 ※月平均 (大をめざすもの)	- ウェブサイトアクセス件数は、平成 28 年度 [50,110 件]、平成 29 年度 [184,323 件] とともに最高評価 SL (※サービスレベル水準) 値 [75,000 件] を上回っている。SNS の利用などにも取り組み、サイトリニューアルしている点も評価できる。 - 来館者数は、平成 28 年度 [148,223 人]、平成 29 年度 [155,876 人] とともに SL 水準値 [134,700 人] を上回っている。 - 面接相談は、相談の冊子を見たところ、どこに相談したらよいかわかりづらく、相談者にとっても、どれが自分に当てはまる相談なのかわかりづらい。そして、「女性」という大きなくくりでは、身近に捉えにくいので、指定管理事業報告書に挙げられている相談内容例を取り上げ、具体的な提案をしてほしい。メールフォームを活用した相談を導入することを期待する。 - 講座・イベント参加者数は、平成 28 年度 [4,030 人]、平成 29 年度 [5,145 人] とともに SL 水準値 [4,000 人] を上回っている。ただ、参加するメンバーが固定されていて、新規の人が増えているのが気になる。また、人が多く集まる駅のそば、商業施設や住宅階と共有であるという有利な条件をもっと生かすことを期待する。 - 部屋の利用率 (全体) は、平成 28 年度 [62.4%]、平成 29 年度 [67.6%] とともに SL 水準値 [55%] を上回っている。(男女共同参画目的) の方は、平成 28 年度 [71.3%]、平成 29 年度 [71.7%] とともに最高評価 SL 値 [70%] を上回っている。今後も空き部屋が
		来館者数 ※1 年度分 ※部屋使用者数 (事業での使用、貸室使用) 及び情報ライブラリー来室者数		
		面接相談 (4 種類以上) の枠数 ※枠数: 枠数/月 ※相談: 性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談 ※法律・労働・からだと性・総合の各相談のうち 4 種類以上 ※50 分以上/枠 (但し法律は 30 分以上/枠) を確保すること		
		講座・イベント参加者数 ※1 年度分 ※「性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談」事業を除く		

	評価項目	評価ポイント	評価理由	評価
2	サービス水準・施設効用の発揮	部屋の使用率（全体） ※全体とは対象の室のすべての使用率 ※1年度分 ※ホール、視聴覚室、セミナー室 ※算定式：1年度分の使用件数/区分総数×100 ※区分総数＝1年度分開館日×3区分	あれば、支援や居場所作りの場として生かすことを期待する。 - 蔵書回転率は、平成28年度〔1.22回〕、平成29年度〔1.14回〕ともSL水準値〔1.1回〕を上回っている。 - 男女共同参画の推進に関する情報収集・加工及び提案事業について、直接的な対象者だけでなく、関連性を広げて、情報収集や事業をしている点は評価できる。しかし、それなりの試みはしているものの、具体的な市の取り組みとしての意義につなげていけるかは今後の課題とする。 - 性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談事業について、本施設のトイレ内に設置してある名刺サイズの案内書を市が保有する他施設にも設置し、周知の工夫をしてほしい。 - 男女共同参画社会の実現をめざす市民活動の支援及び交流の場の提供事業について、市民活動の場があり、支援や交流の場は与えられているが、発展や改善を要する部分もあると感じる一方、本施設の登録団体への支援や交流の場の提供、学生たちへの空き部屋やロビーのテーブル開放、そして他施設では禁止されているロビーテーブルでの飲食可や貸室予約時間延長なども市民ニーズに対応している点は評価できる。若い世代への事業助成金などで支援のための全体予算は増えているが、登録団体への助成金が増えていないことや指定管理者と本施設の登録団体とで情報交換、交流はされているが、本施設としての年間事業計画、年度目標、事業説明がない。 - 男女共同参画推進のための講座の開催や啓発事業等及び男女	A
		部屋の使用率（男女共同参画目的） ※対象の室のすべての使用率のうち、男女共同参画目的分 ※対象の室、算定式、区分総数は、部屋の使用率（全体）に同じ ※1年度分		
		蔵書回転率		
		男女共同参画の推進に関する情報収集・加工及び提案事業		
		性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談事業		
		男女共同参画社会の実現をめざす市民活動の支援及び交流の場の提供事業		
		男女共同参画推進のための講座の開催や啓発事業等		

	評価項目	評価ポイント	評価理由	評価
		男女共同参画の推進に関する調査及び研究事業	共同参画の推進に関する調査及び研究事業について努力し、多様な試みを行っている点は評価する。調査研究事業の成果がより広く公開されていくことを期待する。 - 男女共同参画の推進に関する会議・研修・催し等へのセンター施設提供事業について、利用は多様で、目標は着実に達成されている一方、貸室は土日の利用が多く、平日は少ない。自習室として活用しているのは有効利用だと思うが、本施設と自分には関係がないと思っている人に対して平日利用の促進を積極的に働きかけてほしい。 - 関係機関、市民団体との連携・協働事業について、幼少時から人権教育は大切である。関係機関が積極的に地域の子どもたちを受け入れ、学校とも連携を取るという観点から本施設の校区以外の学校とも連携を図り、見学や出前講座などを積極的に行うことを期待する。 - 施設や設備に関する維持管理について、「利用者閉じ込め事故」が発生している。利用者にとって、ロビーの室内環境については改善の余地がある。 - 日常業務を遂行する能力等について、経験に基づくノウハウが蓄積されているせいもあり、利用者の多岐にわたる施設利用に	
		男女共同参画の推進に関する会議・研修・催し等へのセンター施設提供事業		
		関係機関（国際交流センター、人権まちづくりセンター等）、市民団体（センター登録サークルを含む）と連携・協働して事業を行う姿勢が見受けられるか		
		施設や設備の保守、点検、清掃、保安、警備等の必要な施設の維持管理を安心安全、適切に行う能力等を有しているか		
		利用者等にサービスを提供するうえで、施設、設備による事故防止のための安全管理が徹底されているか		
		安定して確実に日常業務を遂行する能力等を有しているか		
		使用許可の判断を公平公正に行う能力等を有しているか		

	評価項目	評価ポイント		評価理由	評価
			当該施設の管理運営を担うのに相応しい人員が配置されているか、知識や経験、資格等を有する職員がいるか	対して公平公正な使用許可をしていると評価できる。 - 施設の認知度を高め、利用者の増加を図るための取組みについて、ライブラリー利用者や講座の出席者などの数値を上げ、地道な努力はしているが、本施設外となると、認知度は低い。登録団体やワンテーブルショップの出店者、利用団体、民間企業（例えば、阪急電車宝塚線の主要な駅にパンフレットを置く）に働きかけ、本施設の認知度を高めていくことが必要である。 - 創意工夫ある自主事業について、平成 29 年 10 月から「ガールズ相談」「男性のための相談」を新設した点や相談事業や本施設利用団体、アンケート等の利用者からの情報から多岐にわたって展開している点は評価できる。男性の多様な生き方の紹介にも取り組むことを期待する。	
			業務改善・業務指導や欠員時に関する方針や計画が示されているか		
			施設の認知度を高め、利用者の増加を図るために取り組んでいるか		
			創意工夫ある自主事業を展開しているか		
3	財務健全性	貸借対照表は健全か		- 貸借対照表における平成 28 年度の流動比率が 303%、平成 29 年度の流動比率が 135%で、評価基準よりも高いが、当面の資産保有の観点から判断すると、150%以上あるのが望ましいと評価できる。 - 損益計算書及び収支計画について適切であると評価できる。	B
		損益計算書は健全か			
		資金保有（期末残高）は健全か			
		収支計画は適切か			
		利用者アンケート・市民の声等の状況は良好か		平成 28 年度及び平成 29 年度すてっぷ利用者アンケート結果報告〔指定管理者自己評価〕から判断すると、利用者以外への認知に	

	評価項目	評価ポイント	評価理由	評価
4	市民満足度への配慮	利用者への接遇に対する考え方、実践や改善方法が確立していて、利用者への適切な対応が行えているか	ついて課題が残る。 ・社会福祉協議会といった中間支援組織、学生や地域住民のボランティアやサポーターといった社会的資源との連携に課題が残る。	B
		利用者の苦情や要望、意見等への対応は適切に処理できているか		
		センター来館者だけでなく、地域の市民（豊中市民）、団体、事業者との良好な関係構築や協働ができているか。		
		労働関係法令を遵守しているか	・平成 29 年度の研修回数（15 回）が平成 28 年度（35 回）よりも極端に減っているものの、積極的な外部研修の受講や従事者全員参加型の内部研修を行っていることについては評価できる。 ・平成 28 年度の研修は 35 回であったものが、29 年度は 15 回と、極端に少なくなっている。理由としては研修のうち、外部で開催される研修において指定管理事業に関係するテーマが少なかったこと、開催日が指定管理事業のスケジュール等の都合と重なったことなどが挙げられる。そのような状況の中で内部研修において全員参加の研修を行っていることについては評価できる。 ・就業規則・賃金規程において、採用後 6 ヶ月の間の年次有給休暇	
		指定管理業務を適正に実施するために、従事者が必要とする能力・資質を習得する人材育成に関する方針・計画を有し、それに基づき、指導・研修等が実施できているか		

	評価項目	評価ポイント	評価理由	評価
5	従事者への配慮	勤務時間、休暇制度等が法令に適合するとともに、従事者の健康や、仕事と生活の調和に配慮したものになっていて、従事者が意欲的に働くことができるための職場づくりに取り組んでいるか	付与及び法定労働時間越えではなく、所定労働時間超えで割増賃金を支給していることについては評価できる。 ・雇用通知書兼雇用契約書において、昇給なしの契約は就労意欲を削ぐ可能性がある。開館時間は長時間にわたるが、短時間正職員、パートタイム職員を採用することで、各従業員の生活の質の低下を防いでいることは評価できる。ただし、パートタイム職員といえども、やりがいを感じる業務である労務管理を期待する。世の趨勢はセクハラ、パワハラ、マタニティハラスメント等に非常に厳しい時代となっている。常に風通しの良い職場であることを求め続けたい。 ・従事者及び委託業者が行う危険作業はマニュアルに従って安全第一で行われており、防災訓練も実施し、仕様書以外の危険作業は行わない取り決めにしている。平成 28 年 4 月 7 日に発生した事故は大きいですが、残念ながら本人の不注意によるところが大きく、事故後の注意喚起が十分なされている点は評価できる。	A
6	個人情報保護体制	従事者（第三者委託先の従事者含む）が業務を行う際の安全管理が徹底されているか	情報管理・個人情報の保護の重要性について理解し、個人情報の漏えい、不正利用を防止する体制が整っているか	A
7	危機管理体制	火災、地震、急病人発生、システムダウン等、想定されるあらゆる緊急時への対応や安全管理の方針は、適切か	・個人情報保護管理責任者やセキュリティソフトを導入し、情報漏洩防止に努めている。予約等ウェブで可能な状況から、不正アクセスなどがなくより一層の徹底を期待する。 ・緊急時と平常時に分けてきめ細やかな従事者への教育、訓練の実施が計画され、本施設利用者、職員、委託業者の安全確保の姿勢がうかがえる一方、平成 28 年度は 5 件、平成 29 年度は 2 件	B

	評価項目	評価ポイント	評価理由	評価
		危機管理体制に関する従事者の教育、 訓練の実施計画はあるか	の事故が発生した。施設内における利用者閉じ込め事故を 踏まえ、閉館時の館内チェック体制の更なる徹底を期待する。	
8	市との情報共有	市との情報共有を行うための十分な 連絡体制や報告方法が確立しているか	・毎月、市と連絡調整会議を実施し、その会議の内容もきちんと 議事録として残している点は評価できる。	A
総合評価				A

8 改善すべき点

〔指定管理事業〕

- ・各相談者が抱える課題や悩みに対して、どの面接相談が適切であるかわかりやすく表示し、相談者が相談しやすい環境を整えること。
- ・講座・イベントの集客について、本施設の立地条件を生かしながら工夫すること。
- ・市が保有する他の公共施設に対して、本施設の案内書を設置し、施設間における連携を高めること。
- ・男女共同参画の推進に関する情報収集・加工及び提案事業について、引き続き貴市の第2次男女共同参画計画改定版に基づく取り組みの意義に沿った改善を行うこと。
- ・平常時における防災訓練等を実施し、本施設の維持管理に努めること。

〔施設周知〕

- ・本施設の登録団体及びワンテーブルショップの出店者、利用団体と連携しながら、30歳代以下の子育て世代や今まで本施設を利用したことがない市民などへ対し、管理運営のビジョンなどを明確にしたパンフレット類を配布するなどの工夫を凝らしながら本施設の周知を行うこと。

〔施設管理〕

- ・障害者及び子ども、高齢者等に対し、本施設内に点字案内を掲示するといったユニバーサルデザイン（ハード面）だけでなく、指定管理者による誘導案内といった支援（ソフト面）についても取り組むこと。
- ・本施設の閉館時における館内チェック体制の更なる徹底に努めること。

〔財務〕

- ・貸借対照表における流動比率を150%以上維持できるよう努めること。

〔その他〕

- ・本施設の登録団体や貸室利用者に対して、きちんと年間事業計画、年度目標、各事業について年一度は説明すること。
- ・学校等を通じて、本施設の見学や出前講座をより一層活用し、幼少時からの人権教育の推進を図ること。
- ・社会福祉協議会といった中間支援組織、学生や地域住民のボランティアやサポーターといった社会的資源との連携を図ること。

9 総括評価

- ・管理運営業務におけるサービス水準や本施設の利用者アンケート結果等では、本施設の指定管理者として高い評価を受けている。また、市の男女共同参画推進センター条例に沿った管理運営や第2次男女共同参画計画改定版の各施策に対する取り組みについても高い意識を持ち、本施設を男女共同参画の活動拠点、利用者にとっては居場所となるよう業務に当たっていると評価できる。他方、本施設のさらなる認知度向上のためには、本施設の登録団体や利用者等といった社会的資源と連携しながら管理運営を進める工夫を凝らすことで、市民目線での管理運営に努めることを期待する。